

川崎市上下水道局水道メーター契約手続検討委員会設置要綱

(平成17年10月3日17川水総契第205号)

(目的及び設置)

第1条 水道メーターの契約手続に関する事項について調査検討を行うため、川崎市上下水道局水道メーター契約手続検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 水道メーターの発注方法に関すること。
- (2) 水道メーターの予定価格の決定方法に関すること。
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務部担当部長（財務担当）をもって充てる。
- 3 副委員長は、水道部長をもって充てる。
- 4 委員は、サービス推進部長、庶務課長、財務課長、財務課担当課長、給水装置課長及び給水装置課工務係長をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を招集し、会議を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(参考人の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に参考人として関係職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、委員会で調査検討した結果を、上下水道事業管理者に報告するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

(川崎市水道局水道メーター契約手続検討委員会設置要綱の廃止)

2 川崎市水道局水道メーター契約手続検討委員会設置要綱（平成9年7月8日9川水総契第31号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月30日18川水総契第1131号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総契第1176号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日22川上総契第1696号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日23川上総契第1755号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日24川上総契第1264号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月30日28川上総管第3337号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成３０年３月２８日２９川上総管第３０３２号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月３０日２川上経管第２８４５号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月１０日６川上総管財第２２０４号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。